

第四次猪名川町男女共同参画行動計画

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



令和 4 (2022) 年 3 月

令和 4 (2022) 年 4 月～令和 9 (2027) 年 3 月

兵庫県 猪名川町

はじめに

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性の生活や雇用に大きな影響を与えており、男女共同参画・ジェンダー平等の遅れが顕在化しました。一方、テレワークやオンラインの活用により、ワーク・ライフ・バランスの進展も期待されています。

男女共同参画は、性別による差別意識を払拭し、性別にとらわれず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを目指す取り組みです。そのためには、性別に関係なくお互いを尊重し合い支え合うことを基に、生活や働き方をあらゆる分野でともに磨き合える参画社会を実現しなければなりません。

本町では平成13(2001)年に「猪名川町男女共同参画行動計画」を策定するとともに、これまで3次にわたって「行動計画」を策定し、男女共同参画に関する様々な取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、今なお家庭・地域・職場等での「性別役割分担意識」は根強く残り、配偶者等からの暴力(DV)なども根絶に至っていません。

そこで、男女共同参画のより効果的な定着をめざし、このたび、令和4(2022)年度から5か年とする「第四次猪名川町男女共同参画行動計画」を策定しました。また、本計画はDV対策の基本計画を兼ねており、DVの防止、被害者の支援及び加害者の更生支援、それぞれの自立支援など、男女間を問わずあらゆる暴力の根絶に向け、総合的、計画的に施策を推進します。

今後も、これまでの計画や、めまぐるしく変化する社会の情勢などから培ってきたものや本行動計画に基づき“男女がともに参画し能力と個性が発揮できる社会の実現 猪名川町”をめざし取り組んでまいります。

最後に計画策定に際し、猪名川町男女共同参画推進懇談会の皆さまをはじめ、貴重なご意見を賜りました住民の皆さまに深く感謝とお礼を申し上げます。



令和4(2022)年3月

猪名川町長

岡本 信司

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の背景	2
3	計画の位置づけ	6
4	計画の期間	7
5	計画の策定体制	7
第 2 章	猪名川町の男女共同参画を取り巻く現状	9
1	現状	9
2	アンケート調査	13
3	アンケート調査結果等から見える課題	21
第 3 章	基本的な考え方	25
1	行動計画の基本理念	25
2	基本目標と基本課題	25
3	計画の体系	28
第 4 章	計画の内容	29
	基本目標Ⅰ 女性が活躍する社会の実現に向けて	29
	基本目標Ⅱ 男性の家庭・地域への参画と働き方の見直し	32
	基本目標Ⅲ 女性が安心して生活できる環境の整備	36
資料編		40
1	用語説明	40
2	猪名川町男女共同参画推進連絡調整会議設置要綱	43
3	猪名川町男女共同参画推進懇談会委員名簿	45
4	策定の経過	46
5	男女共同参画社会基本法	47
6	第 5 次男女共同参画基本計画の概要・ポイント	51
7	S D G s の詳細	54

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国においては、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、その前文において、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。平成12（2000）年には、この法律に基づく初めての国の計画として「男女共同参画基本計画」が策定され、以降5年ごとの改定を行いながら総合的かつ計画的に施策を推進しています。

猪名川町（以下「本町」という。）は、平成13（2001）年に「猪名川町男女共同参画行動計画」、平成21（2009）年に「猪名川町男女共同参画行動計画（改訂版）」を策定、平成24（2012）年には「第二次猪名川町男女共同参画行動計画」を策定、平成29（2017）年には「第三次猪名川町男女共同参画行動計画」を策定し、様々な取り組みを推進してきました。

また、地方創生や平成28年に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に伴い、女性の社会進出の推進や労働参加率の向上などにも努めてきました。

このような取り組みにより、男女共同参画に関する町民の理解は深まりつつあるものの、依然として、性別に基づく固定的な役割分担意識の存在や平等意識の浸透率の低さなど女性を取り巻く問題は多く、取り組むべき課題は今もなお多くあります。また、令和元（2019）年度に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活や雇用に大きな影響を与えていますが、これまでの働き方や生活様式を見直す転機ともなっており、これから先の男女共同参画社会の実現に向け新たな可能性を見出しつつあります。

こうした中で、「第四次猪名川町男女共同参画行動計画」は、これまでの本町の計画を引き継ぎ、令和2（2020）年度に公表された国の「第5次男女共同参画基本計画」及び兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン2025」の内容を踏まえつつ、社会情勢の変化等も考慮し、新たな課題や取り組むべき施策を明らかにし、住民・行政・地域・町民活動団体・事業所など様々な立場の皆さんと課題を共有し、力を合わせながら目標の達成に向けて総合的、また計画的に男女共同参画を進めていくために策定するものです。

2 計画の背景

(1) 国際的な動き

世界では、国際連合が提唱した昭和 50（1975）年の国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における「世界行動計画」の採択をはじめ、様々な取り組みが展開されています。昭和 54（1979）年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、日本も昭和 60（1985）年に批准しています。

平成 27（2015）年には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール（目標）、ターゲットを設定していますが、17 の目標のなかには、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画と関連した目標が盛り込まれています。

また、令和 3（2021）年 3 月に、世界経済フォーラムにおいて、各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数が発表されました。日本の順位は 156 か国中 120 位で、先進国の中で最低レベルであり、ジェンダーギャップの解消は、持続可能な社会の実現に向けても急務とされています。

持続可能な開発目標（SDGs）



(2) 国の動き

昭和50(1975)年に国際婦人年世界会議で「世界行動計画」が採択されたことを踏まえ、国は、昭和52(1977)年に「国内行動計画」を策定し、順次、男女共同参画に関する法律などの整備を進めてきました。

平成11(1999)年には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この法律では男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国における最重要課題として位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会を形成するための施策を推進することが重要であるとしています。この法律に基づき、平成12(2000)年には「男女共同参画基本計画」を、その後、5年ごとに基本計画が策定されています。令和2(2020)年に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、この計画においては、めざすべき男女共同参画社会の形成の促進を図るため、4つの社会、①男女が個性と能力を発揮できる多様性に富んだ社会、②男女の人権が尊重される社会、③仕事と生活の調和が図られた社会、④国際的な評価を得られる社会が改めて提示されています。

(3) 兵庫県の動き

兵庫県では、国際社会や国の動きを背景に男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めており、平成14(2002)年4月に男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、「男女共同参画社会づくり条例」を施行しました。

平成13(2001)年には、県の男女共同参画基本計画として「ひょうご男女共同参画プラン21」が策定され、その後、平成28(2016)年の「ひょうご男女いきいきプラン2020」まで5年ごとに策定された基本計画をもとに、「だれもがそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会」、「だれもが互いに支え合える社会」、「だれもが健やかに安心して暮らせる社会」を目指して様々な施策が推進されてきました。

しかし、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来や家族形態の変化、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大による影響などにより変化しており、そうした状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策をよりいっそう、総合的かつ計画的に推進するため、令和3(2021)年度を初年度とする「ひょうご男女いきいきプラン2025(第4次兵庫県男女共同参画計画)」が策定されました。

(4) コロナ下の女性への影響について

「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会 報告書（内閣府男女共同参画局 令和3年4月）」（以下、本報告書という。）によると、「コロナの拡大は、男性と女性に対して異なる影響を及ぼしている。コロナの影響は短期的に見ると、業種間や正規雇用労働者と非正規雇用労働者など労働者の間の格差を拡大する方向に及んでおり、結果として女性への大きな影響として表れている。ILO（国際労働機関）や IMF（国際通貨基金）等の国際機関でも指摘されている通り、経済の回復はK字型回復となりつつあり、国、産業、職種、雇用形態などによって回復に差が生じ、格差の拡大につながる事が懸念される。」としています。

本報告書では、我が国におけるコロナ下の女性への影響と課題について、「コロナ下の緊急対応」として国連の政策提言における視点を踏まえ、「女性に対する暴力」「経済」「健康」「家事・育児・介護」（無償ケア）についてまとめています。

① 女性に対する暴力について

- ・令和2（2020）年4月～令和3（2021）年2月までのDV相談件数は、前年同期比の1.5倍と増加しており、緊急事態宣言中はパートナーが家にいて暴力が激しくなったという相談や、パートナーが給付金を渡してくれない、あるいは浪費してしまったという相談が寄せられました。
- ・コロナ下で特に相談が増えている精神的暴力、経済的暴力が顕在化している状況がうかがえます。
- ・10代後半から20代前半の若い女性について、制度等の隙間の中で十分な支援ができていないことを鑑み、支援策の強化が求められます。

② 経済について

- ・令和3（2021）年9月の非正規の職員・従業員の割合は36.5%となっており、女性では、53.7%と、半数以上が非正規雇用となっています。
- ・特に、コロナ下の就業状況は、女性に特に厳しいものとなっており、今回大きな打撃を受けている飲食・宿泊業などの雇用者は女性の割合が高いことに加え、それらの産業は非正規雇用労働者の割合が高く、その非正規雇用労働者には女性が多いことがあげられます。
- ・令和2（2020）年7月から9月期のシングルマザーの失業率が大幅に増加しており、子どものいる有配偶者と比べて、シングルマザーの失業率が令和2（2020）年9月に3ポイント高い結果となっています。また、母子世帯の総所得は、児童のいる世帯の41%に留まっている状況にあり、子どもの貧困問題にもつながっていくことも考えられ、より支援の強化が求められています。

- ・内閣府調査によると、テレワークについて、女性就業者の方が家事の増加、自分の時間の減少等のマイナス要素をあげる割合が高く、男性就業者の方が通勤負担の軽減等のプラス要素をあげる割合が高いという結果が出ており、テレワークの受け止めについて男女間に差があること明らかになりました。

③ 健康について

- ・女性の自殺者数が前年比 935 人の増加となっています。特に無職者（主婦等）、女子高生の自殺が増加しており、女性の自殺の背景には、経済生活問題や勤務問題、DV被害や育児の悩み、介護疲れや精神疾患など様々な問題が潜んでいると考えられます。
- ・妊産婦に対しては、安心して妊娠・出産ができるよう、妊産婦に寄り添った支援を進めていく必要があります。

④ 家事・育児・介護（無償ケア）について

- ・末子が小学生等である有配偶女性と子どものいない有配偶女性について、就業率、休業率、非労働力化した割合を比較すると、令和2（2020）年3月以降、いずれも末子が小学生等である有配偶女性の方の就業率が低下、休業率が上昇、非労働力化した割合が上昇するなど、就業に対し、大きなマイナスの影響が出ています。
- ・緊急事態宣言中の時間の使い方の変化を見ると、女性の「家事時間」「育児時間」が増えたと回答した人が3割を超えており、コロナ下で女性の家事・育児・介護の負担感が増加しています。

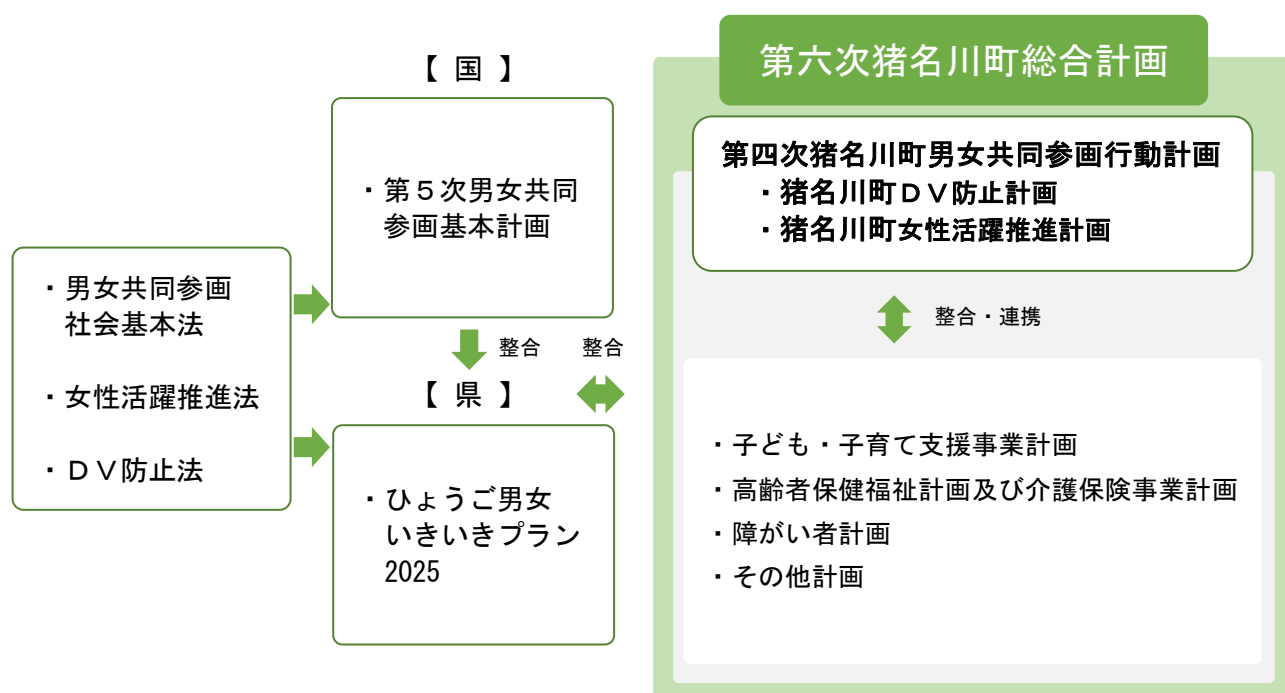
3 計画の位置づけ

男女共同参画社会を実現するために必要不可欠な次の二つの法律が制定され、この法律に基づく推進計画の策定が市町村の努力義務とされました。

この「第四次猪名川町男女共同参画行動計画」（以下「本計画」という。）の一部を、以下の法律に基づく推進計画として位置づけ、法律の趣旨に則った施策を推進します。

○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV 防止法」という。）第2条の3第3項に基づき、第4章「計画の内容」の基本目標Ⅲの基本課題2を、「猪名川町DV防止計画」として位置づけます。

○「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づき、第4章「計画の内容」の基本目標Ⅱの基本課題2を「猪名川町女性活躍推進計画」として位置づけます。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化や国、県の行政施策の動向などを踏まえ、必要に応じて、随時計画内容の評価検討と見直しを行います。

5 計画の策定体制

本計画は、「猪名川町男女共同参画推進懇談会」の意見を尊重するとともに、令和3（2021）年6月に本町在住の満20歳以上の町民1,000人を対象に実施した『男女共同参画』についての猪名川町住民意識調査の結果等を踏まえて、作成をしています。

男女共同参画に関する国・県・町の動向（年表）

年代	法律・条例	計画
1999年 平成11年	【国】「男女共同参画社会基本法」施行	
2000年 平成12年	【国】「ストーカー規制法」「児童虐待防止法」施行	【国】「男女共同参画基本計画」策定
2001年 平成13年	【国】「配偶者暴力防止法」施行	【県】「ひょうご男女共同参画プラン 21」策定
2002年 平成14年	【県】「男女共同参画社会づくり条例」制定、施行	
2003年 平成15年	【国】「次世代育成支援対策推進法」「少子化社会対策基本法」施行 【国】「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」成立	
2005年 平成17年		【国】「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 【町】「猪名川町男女共同参画行動計画」策定（H17～H22）
2006年 平成18年	【国】「男女雇用機会均等法」改正	【県】「兵庫県配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」策定
2007年 平成19年		【国】「ワーク・ライフ・バランス憲章」 【国】「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
2009年 平成21年	【国】「育児・介護休業法」改正	【県】「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」（第2期）策定
2010年 平成22年		【国】「第3次男女共同参画基本計画」策定 【県】「新ひょうご子ども未来プラン」策定
2011年 平成23年		【県】「新ひょうご男女共同参画プラン 21」策定 【町】「第二次猪名川町男女共同参画行動計画」策定（H23～H28）
2012年 平成24年	【国】「子ども・子育て支援法」成立	
2014年 平成26年		【県】「兵庫県DV防止・被害者保護計画」策定
2015年 平成27年		【国】「女性活躍加速のための重点方針2015」 【国】「第4次男女共同参画基本計画」策定
2016年 平成28年	【国】「女性活躍推進法」施行、「育児・介護休業法」改正	【県】「ひょうご男女いきいきプラン 2020（第3次兵庫県男女共同参画計画）」を策定
2017年 平成29年		【町】「第三次猪名川町男女共同参画行動計画」策定（H29～R3）
2020年 令和2年		【国】「第5次男女共同参画基本計画」策定
2021年 令和3年	【国】「育児・介護休業法」改正 「男性版産休（男性の出生時育児休業）」の新設など	【県】「ひょうご男女いきいきプラン 2025（第4次兵庫県男女共同参画計画）」を策定
2022年 令和4年		【町】「第四次猪名川町男女共同参画行動計画」策定（R4～R8）

第2章

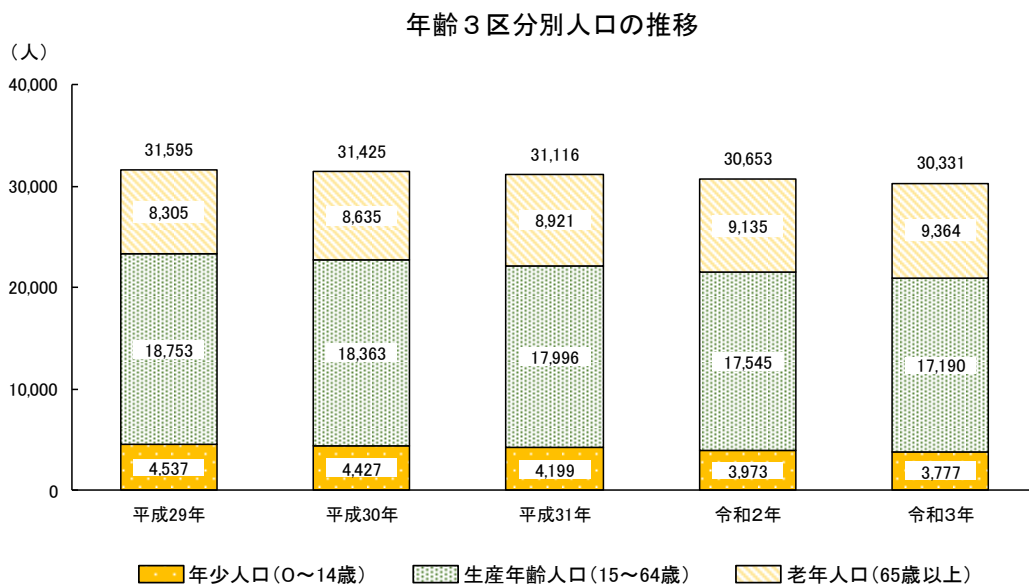
猪名川町の男女共同参画を取り巻く現状

1 現状

(1) 人口の推移

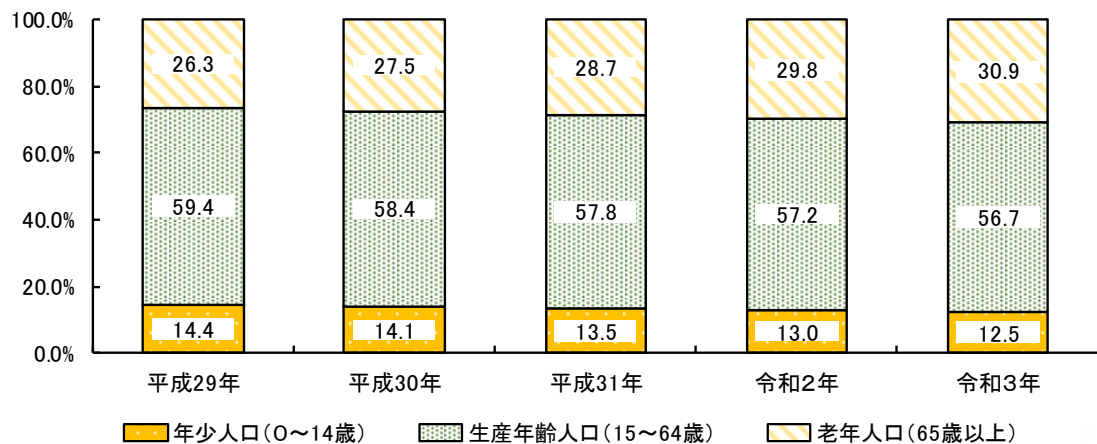
本町の総人口は年々減少しており、平成29（2017）年の31,595人から、令和3（2021）年では30,331人となっています。

また、同時期の年齢3区分別人口比率をみると、年少人口比率（0～14歳）と生産年齢人口比率（15～64歳）が年々減少している一方で、老年人口比率（65歳以上）が、26.3%から30.9%へと4.6ポイント増加しており、少子高齢化が進行しています。



資料：猪名川町年齢別人口集計表（各年3月末）

年齢3区分別人口比率の推移



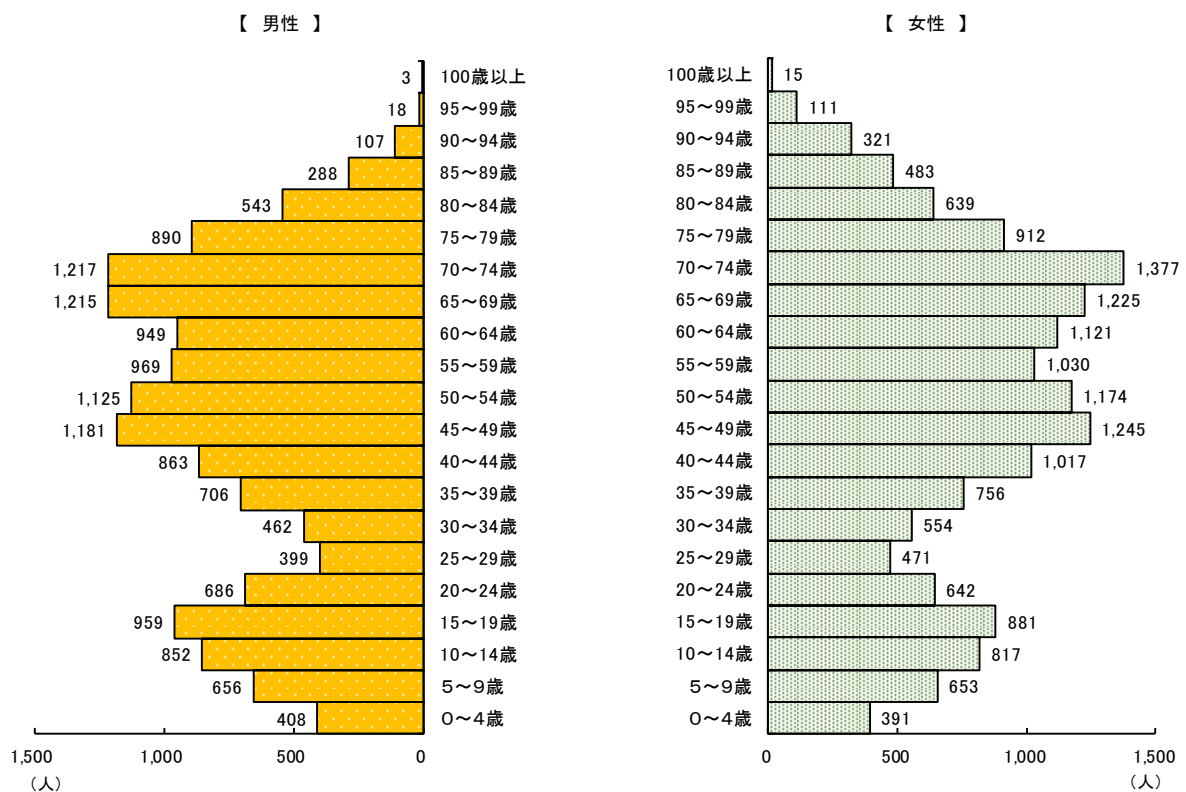
資料：猪名川町年齢別人口集計表（各年3月末）

（2）人口構造

人口構造では、男女ともに、60歳代後半から団塊の世代といわれる70歳代前半の人口が多くなっています。また、40歳代後半から50歳代前半も多くなっています。

平均寿命を反映して、特に80歳以上では、男性より女性が顕著に多くなっています。

人口ピラミッド

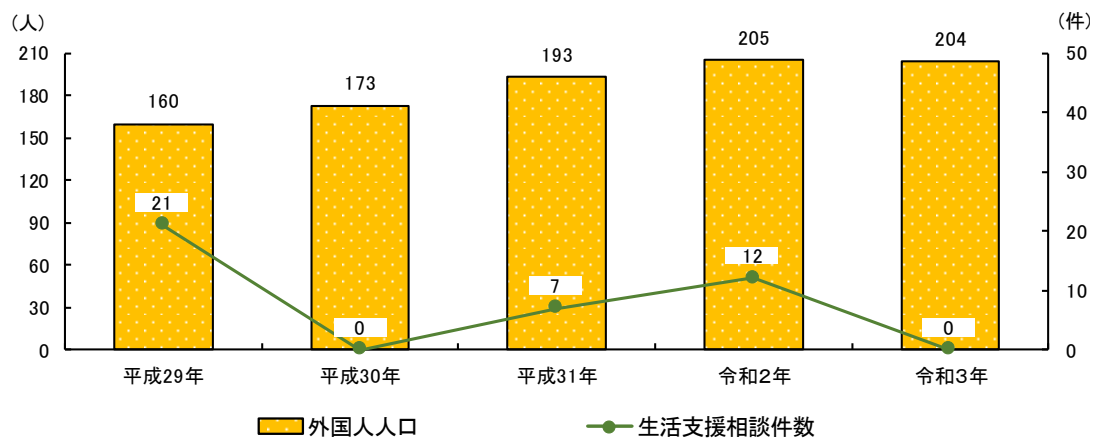


資料：猪名川町年齢別人口集計表（令和3年3月末）

(3) 外国人人口

本町の外国人人口をみると、増加傾向であり、令和3（2021）年には204人となっています。また、外国人生活支援相談件数は、増減を繰り返しており、令和3（2021）年には0件となっています。

外国人人口の推移

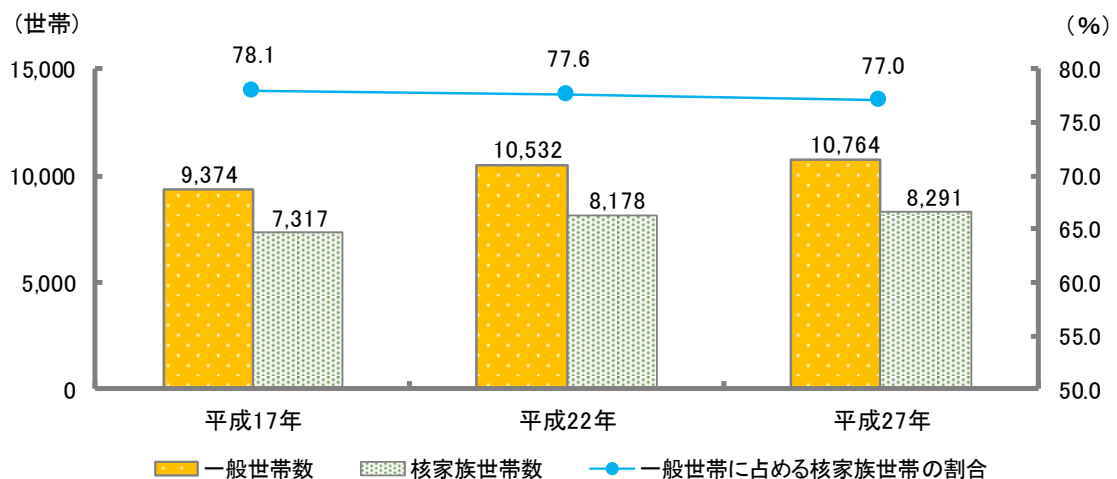


資料：猪名川町年齢別人口集計表（各年3月末）

(4) 世帯の状況

本町の世帯の状況をみると、人口が減少している一方で、一般世帯数、核家族世帯数は増加しており、平成27（2015）年には、一般世帯数は10,764世帯、核家族は8,291世帯となっています。

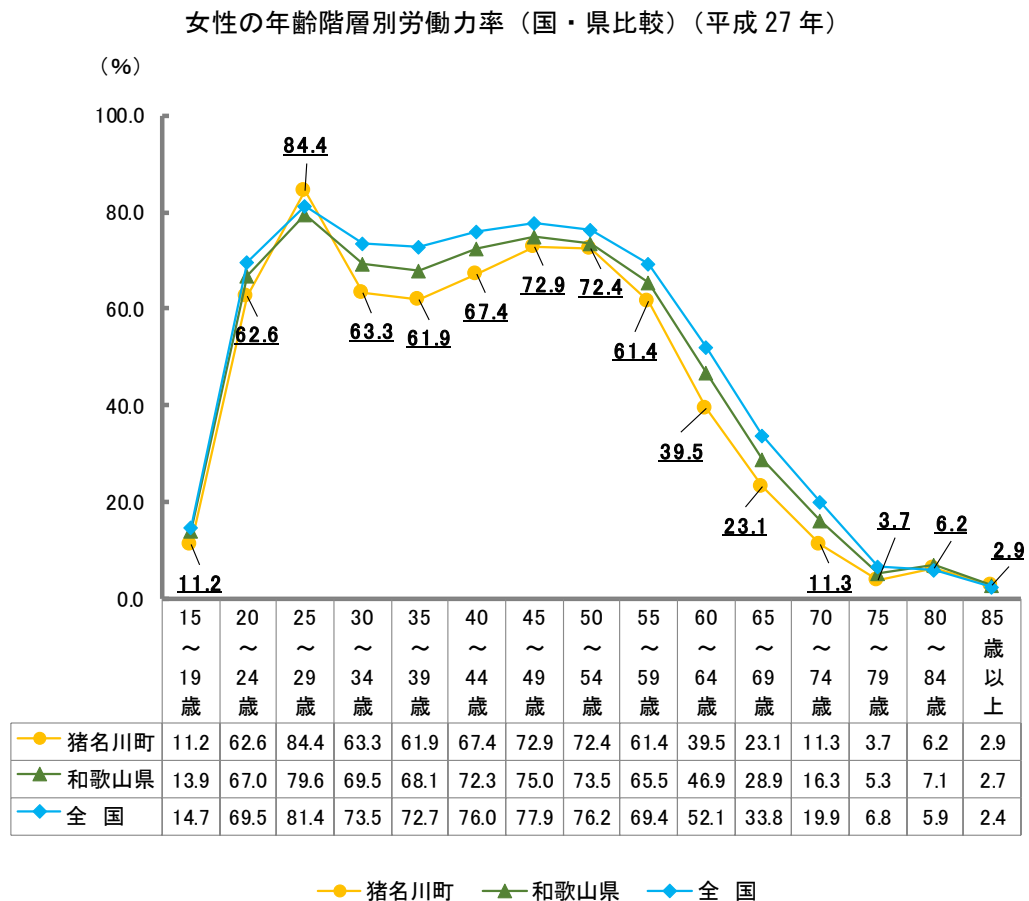
世帯の状況の推移



資料：国勢調査

(5) 女性の労働力率（国・県比較）

女性の労働力率をみると、子育て期にあたる30歳代前半で低下し、その後上昇するM字カーブを描いています。本町では、30歳から79歳までにおいて、全国平均、県平均をともに下回っており、特に30歳代、60歳代における労働力率が低くなっています。



資料：国勢調査

2 アンケート調査

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本調査は、「第四次猪名川町男女共同参画行動計画」を策定するにあたり、町民の意識や実態を把握し、基礎資料を得ることを目的として調査を実施したものです。

② 調査対象

猪名川町内に在住する20歳以上の町民1,000人（無作為に抽出）

③ 調査期間

令和3年6月23日から令和3年7月7日

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

配 布 数	有効回答数	有効回答率
1,000 通	445 通	44.5%

(2) アンケート調査結果の概要

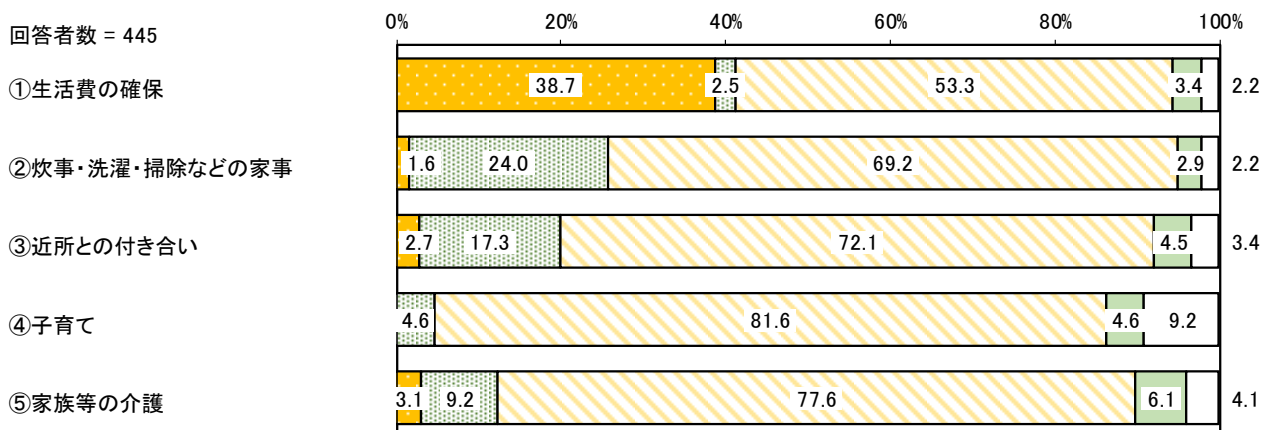
① 日常的な家庭・仕事などの役割分担について

A. 理想

すべての項目で「夫婦共同」の割合が最も高くなっており、特に〔④子育て〕〔⑤家族等の介護〕で約8割となっています。また、〔①生活費の確保〕で「主に夫」の割合が高く約4割、〔②炊事・洗濯・掃除などの家事〕で「主に妻」の割合が高く、2割半ばとなっています。

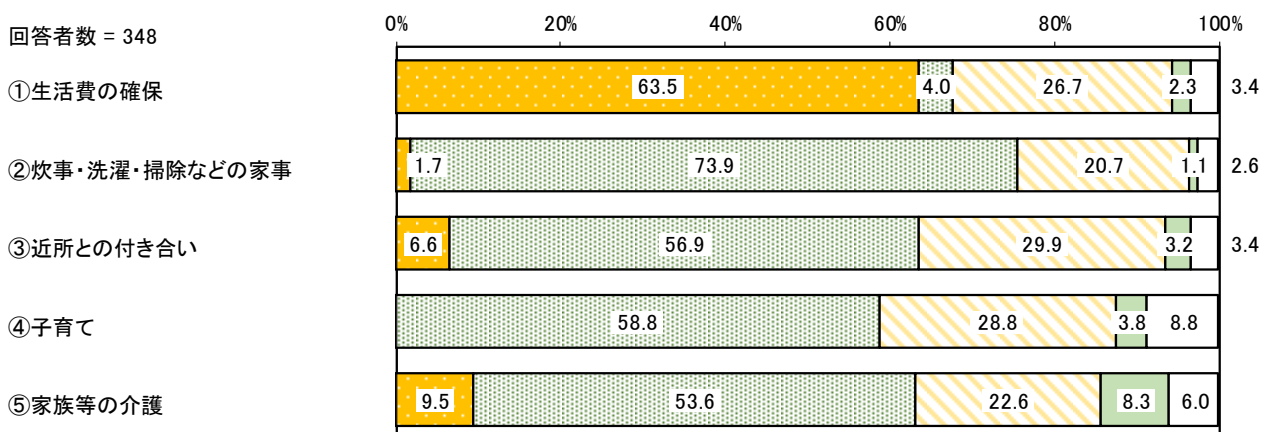
日常的な家庭・仕事などの役割分担について

■ 主に夫 ■ 主に妻 ■ 夫婦共同 ■ その他 □ 無回答



B. 現状

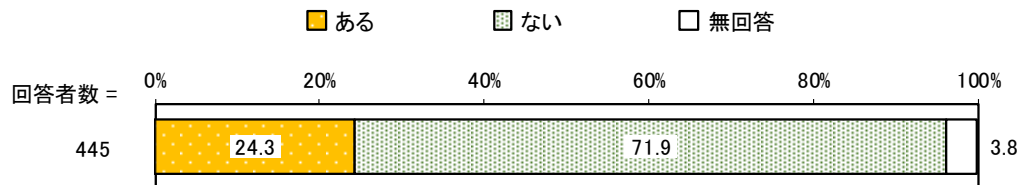
〔①生活費の確保〕で「主に夫」の割合が高く、約6割となっています。それ以外の項目では「主に妻」の割合が最も高くなっており、特に〔②炊事・洗濯・掃除などの家事〕で約7割となっています。



② 「男女共同参画」についての学習の経験について

「男女共同参画」ということについて、学習したり、教わったりしたことが、「ある」の割合が24.3%、「ない」の割合が71.9%となっています。

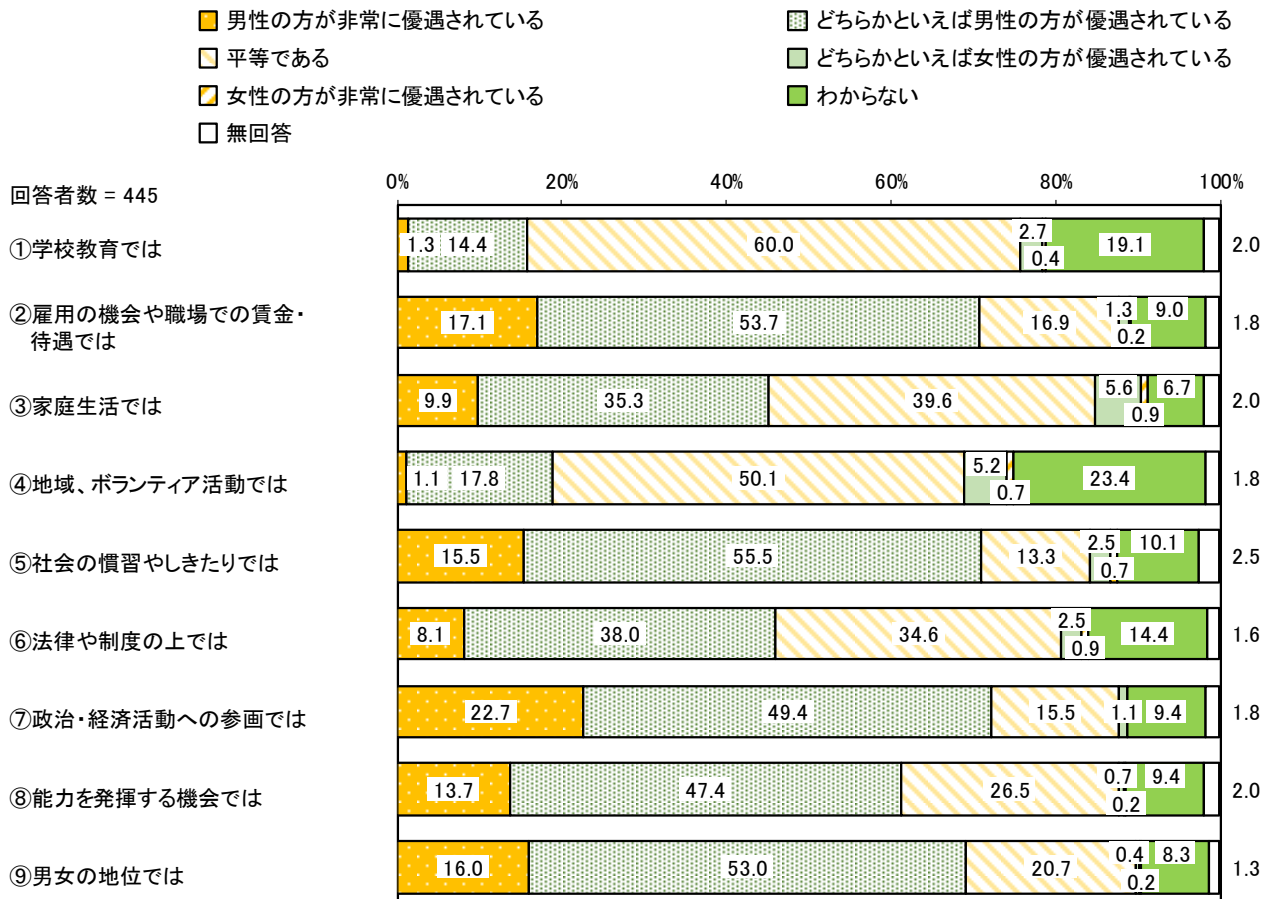
「男女共同参画」についての学習の経験について



③ 分野別の男女の地位について

〔②雇用の機会や職場での賃金・待遇では〕〔⑤社会の慣習やしきたりでは〕〔⑦政治・経済活動への参画では〕〔⑨男女の地位では〕で「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた“男性の方が優遇されている”の割合が高く、約7割となっています。

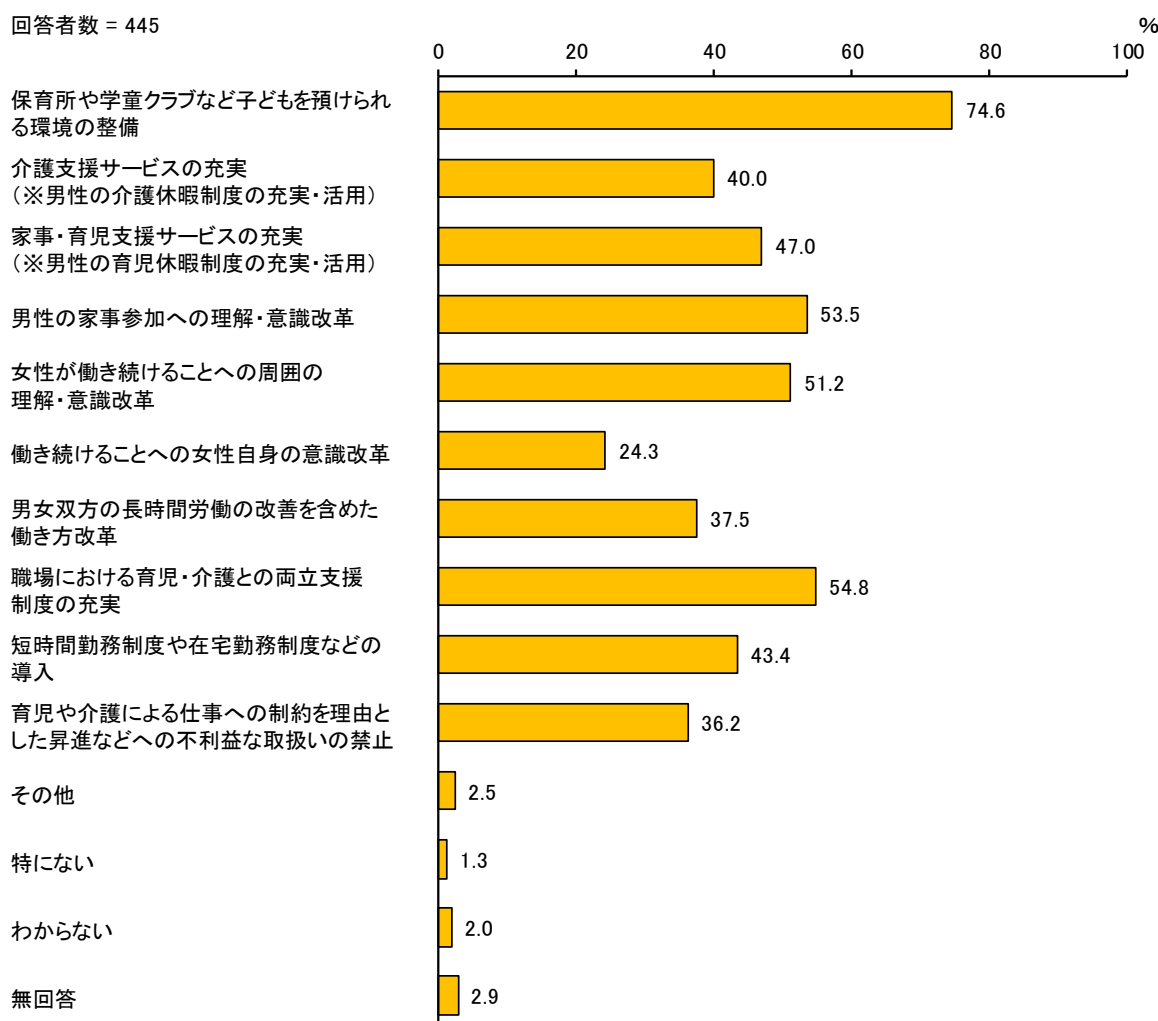
分野別の男女の地位について



④ 女性が出産後なども離職せずに働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことについて

〔保育所や学童クラブなど子どもを預けられる環境の整備〕の割合が74.6%と最も高く、次いで〔職場における育児・介護との両立支援制度の充実〕の割合が54.8%、〔男性の家事参加への理解・意識改革〕の割合が53.5%となっています。

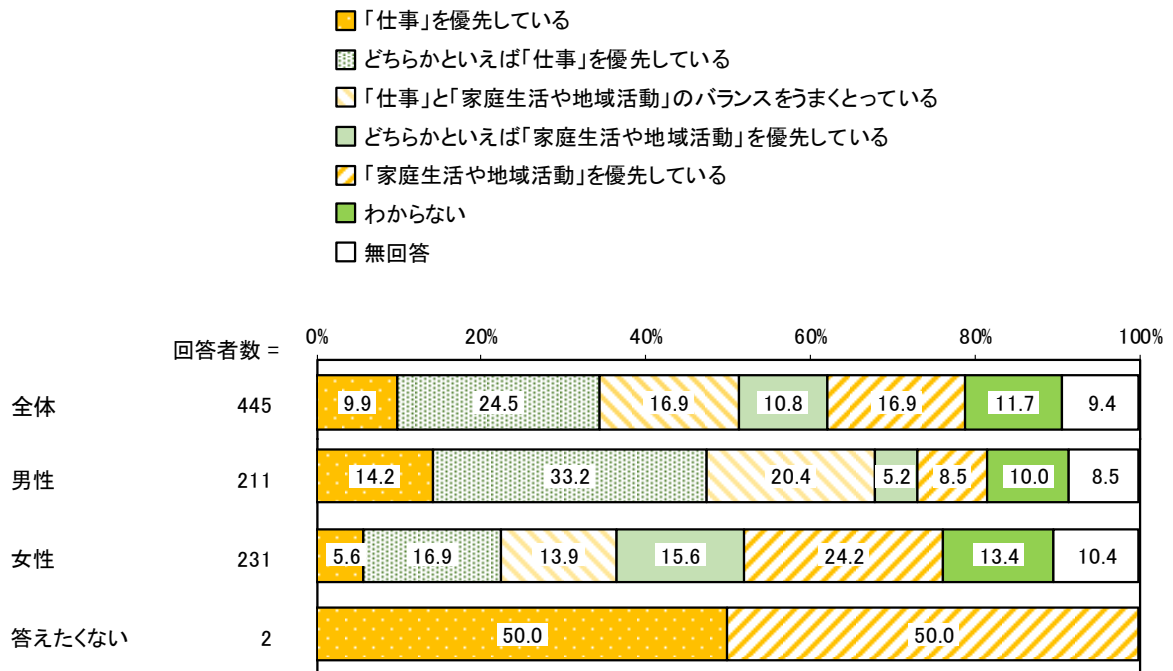
女性が出産後なども離職せずに働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことについて



⑤ 日常生活の中での「仕事」と「家庭生活や地域活動」の優先度合について

〔「仕事」を優先している〕と〔どちらかといえば「仕事」を優先している〕をあわせた“「仕事」を優先している”の割合が34.4%、〔「仕事」と「家庭生活や地域活動」のバランスをうまくとっている〕の割合が16.9%、〔どちらかといえば「家庭生活や地域活動」を優先している〕と〔「家庭生活や地域活動」を優先している〕をあわせた“「家庭生活や地域活動」を優先している”の割合が27.7%となっています。

「仕事」と「家庭生活や地域活動」の優先度合について（現状）

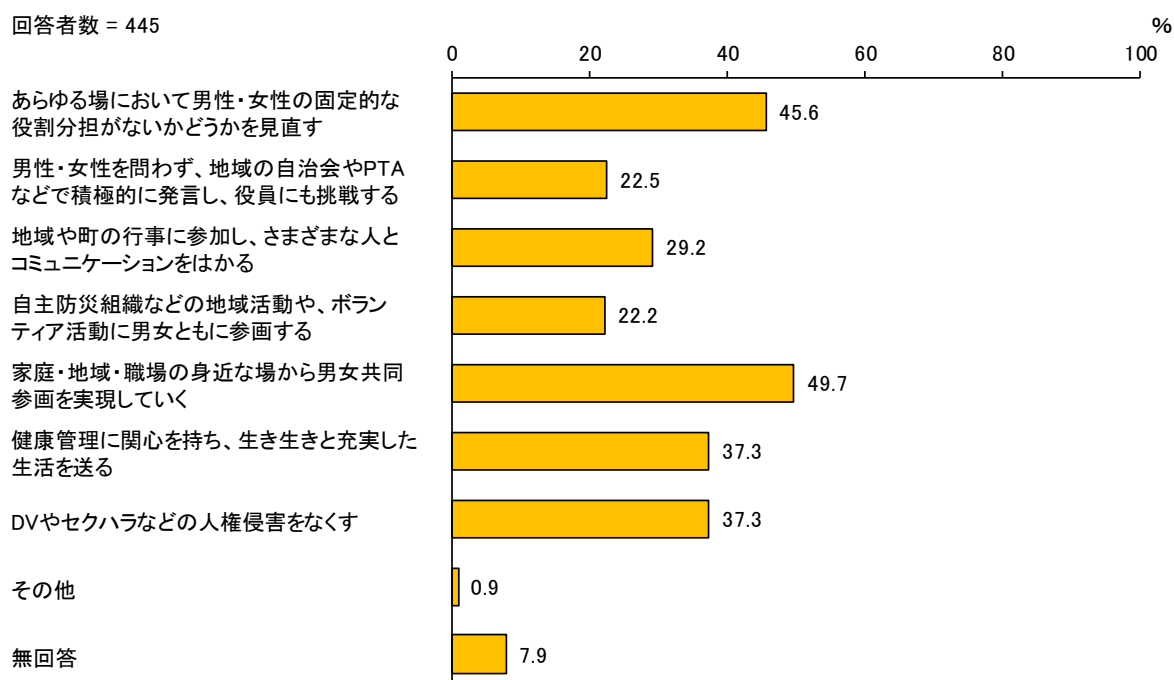


⑥ 男女共同参画社会の実現に向けて今後、住民が特に力を入れるべきものについて

〔家庭・地域・職場の身近な場から男女共同参画を実現していく〕の割合が49.7%と最も高く、次いで〔あらゆる場において男性・女性の固定的な役割分担がないかどうかを見直す〕の割合が45.6%、〔健康管理に関心を持ち、生き生きと充実した生活を送る〕、〔DVやセクハラなどの人権侵害をなくす〕の割合が37.3%となっています。

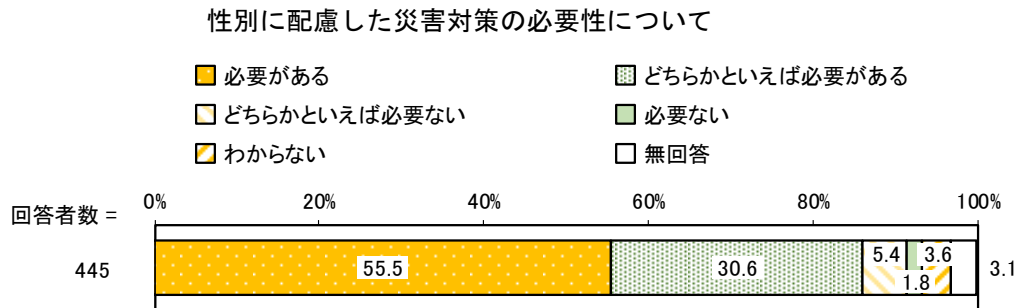
男女共同参画社会の実現に向けて今後、住民が特に力を入れるべきものについて

回答者数 = 445

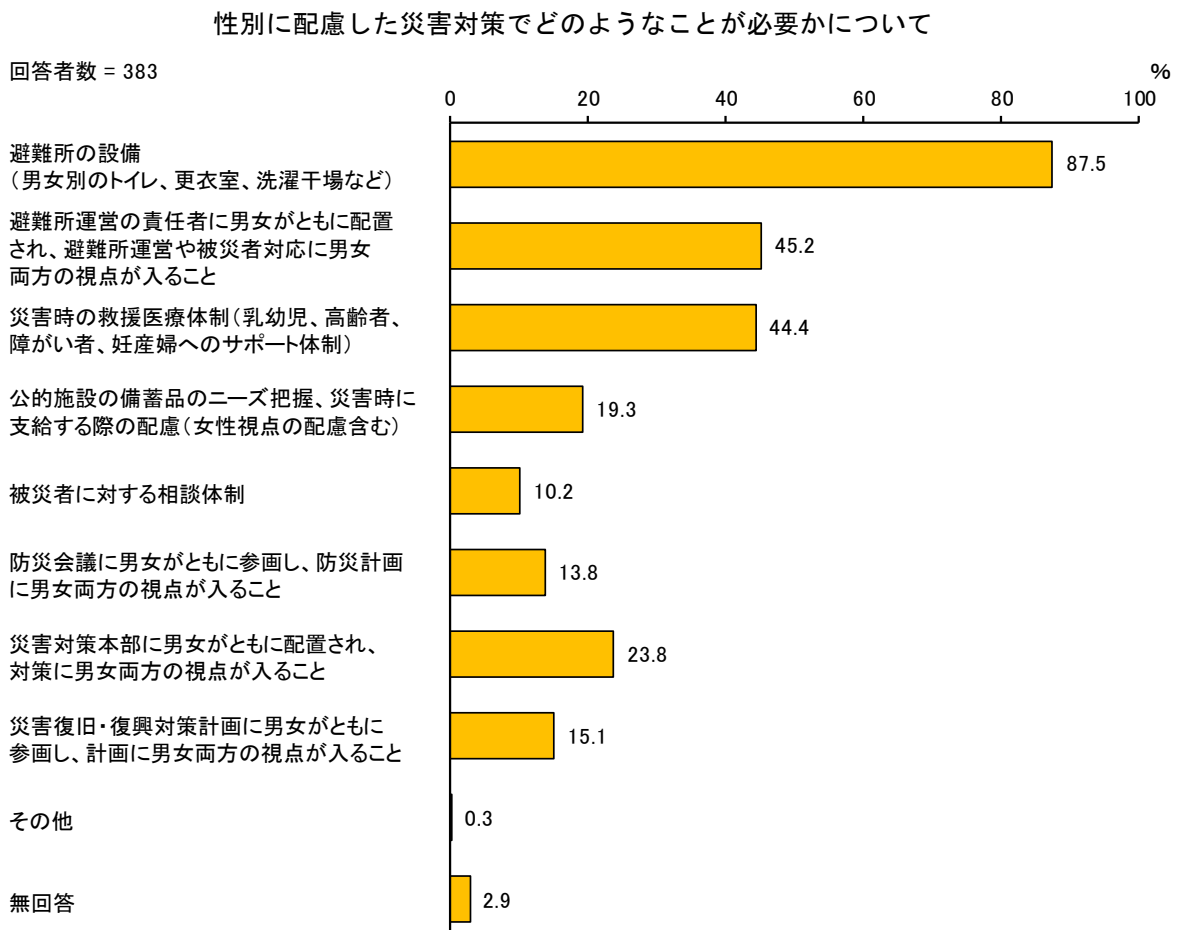


⑦ 性別に配慮した災害対策について

避難所などの災害対策でも、性別に配慮した対応が必要かと思うかについて、「必要がある」の割合が55.5%と最も高く、次いで「どちらかといえば必要がある」の割合が30.6%となっています。



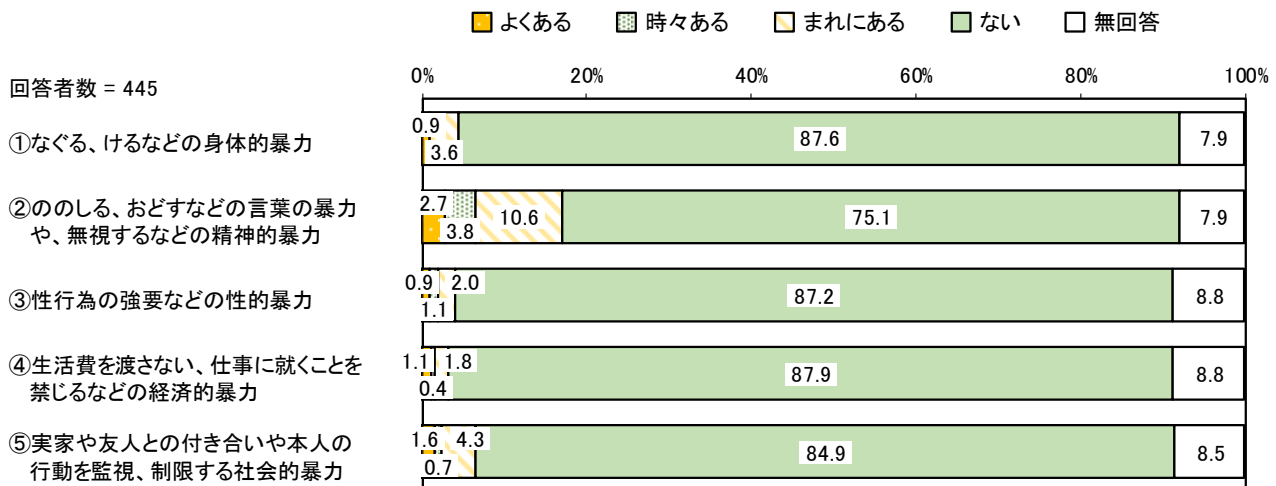
必要なこととして、「避難所の設備（男女別のトイレ、更衣室、洗濯干場など）」の割合が87.5%と最も高く、次いで「避難所運営の責任者に男女がともに配置され、避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること」の割合が45.2%、「災害時の救援医療体制（乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦へのサポート体制）」の割合が44.4%となっています。



⑧ 配偶者や交際相手からのDV被害について

〔②ののしる、おどすなどの言葉の暴力や、無視するなどの精神的暴力〕で「よくある」「時々ある」「まれにある」をあわせた“受けたことがある”の割合が高く、2割弱となっています。

配偶者や交際相手からのDV被害について

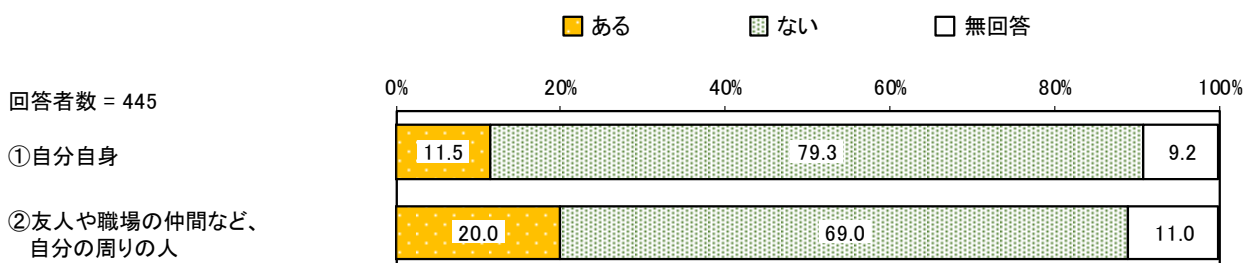


⑨ セクシャル・ハラスメントの被害について

〔①自分自身〕では、「ある」の割合が11.5%、「ない」の割合が79.3%となっています。

〔②友人や職場の仲間など、自分の周りの人〕では、「ある」の割合が20.0%、「ない」の割合が69.0%となっています。

自分自身や周りの方でのセクシュアル・ハラスメントの被害について



3 アンケート調査結果等から見える課題

ここでは、第三次猪名川町男女共同参画行動計画の体系に基づき、アンケート調査結果等から見える課題を整理しました。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の入口は、みんなの意識づくり

基本課題1 男女共同参画の意識づくりのための啓発



男女共同参画に関するさまざまな取り組みが社会全体で進められているものの、依然として人々の意識が変わるまでには至っておらず、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が残っているとされています。

アンケート調査によると、本町では、生活費の確保については男性が行い、家事については女性が行う傾向にあります。

本町における男女共同参画を進めるにあたって、固定的な性別役割分担意識を取り除いていくことが重要です。町民の皆さんからこうした固定観念をなくしていくために啓発活動を行っていく必要があります。

基本課題2 男女共同参画に関する学習の推進



「男は仕事、女は家庭」などといった固定的な性別役割分担意識は、個人としての能力の発揮や、活動の選択を制限するもので、男女共同参画が進まない要因となっています。特に男性の意識改革は男性自身にとっても暮らしやすい社会の形成につながる点としても重要となります。

アンケート調査によると、本町において男女共同参画についての認知が十分に行き届いていない傾向にあります。

学校教育の場だけでなく、家庭・地域など社会のあらゆる分野においても、性別に関わらず、子どもの個性を伸ばし、相手を尊重する人権感覚を身に付けさせる教育を充実し、将来の男女共同参画社会を担う人材を育てることが必要です。

基本目標Ⅱ 男女共同参画がめざすものは、笑顔あふれる社会づくり

基本課題1 政策、方針決定の場への女性の参画推進

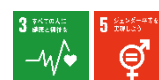


男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに政治・行政、地域活動、教育などあらゆる分野における活動に参加することはもとより、企画、方針・意思決定段階に女性の参画を拡大していくことが重要です。とりわけ、政治・行政分野において女性の参画が進むことは、多様な価値観や発想を政策に取り入れ実現することにつながるものであり、社会全体に与える影響が大きいことから、重要かつ喫緊の課題と言えます。

アンケート調査によると、「政治・経済活動への参画」について男性の方が優遇されていると感じている割合が7割となっています。

様々な活動の中で、男女双方がバランスよく意思決定過程に参画できるような仕組みづくりを、一層促進する必要があります。

基本課題2 地域活動への男女共同参画の推進



男女共同参画社会のまちづくりには、社会の基礎的単位である家庭をはじめ、最も身近な社会集団である地域が重要な役割を果たします。

アンケート調査によると、地域活動における男性と女性の地位は男性の方が優遇されていると感じている割合が高い傾向にあります。

性別や世代に関係なく、男女がともに地域活動を担う必要性について啓発するとともに、地域活動に誰もが参加しやすくなるよう検討していくことが必要です。

基本目標Ⅲ 男女がいっしょに自立して生きるための条件づくり

基本課題1 家庭生活における男女共同参画の推進



仕事と家庭生活との両立を図るためには、働き方改革などにより男性の家庭生活、地域活動への参画を町全体で進めていく視点が不可欠です。

アンケート調査によると、男性の家事参加への理解・意識改革を求める割合が高い傾向にあります。

男性自身の働き方・生き方の見直しに向けた啓発や、性別に関わらず家族の協力のもとで行われる子育てや介護の在り方について周知・啓発することが必要です。

基本課題2 ワーク・ライフ・バランスの推進



仕事と家庭生活との両立を図るためには、働き方改革などにより男性の家庭生活、地域活動への参画を町全体で進めていく視点が不可欠です。

アンケート調査によると、仕事を優先している割合が高い傾向にありました。

今後、職場においては、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇格の機会などの男女格差をなくすとともに、性別に関わらず多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくりと働き続けられる職場づくりを進める必要があります。

基本目標Ⅳ いつまでもいきいきと暮らせる健康長寿の環境づくり

基本課題1 生涯を通じた身体の健康に対する支援



思春期や高齢期など生涯を通して、男女がお互いに自分や相手の身体の機能や特徴の理解を深め、思いやりを持ち、健康に生涯を過ごしていくことは、男女共同参画を推進する上でとても重要なことです。

アンケート調査によると、「男女共同参画社会の実現に向けて今後、住民が特に力を入れるべきであると思うものをお答えください」について、「健康管理に関心を持ち、生き生きと充実した生活を送る」の割合が37.3%となっていました。

生涯を通じて心も身体も健康に過ごすためには、普段からの健康増進、病気の予防と早期発見が大切であり、健康診断などを充実させるほか、町民が主体的に健康づくりに取り組める環境整備を進める必要があります。

基本課題2 高齢者や障がいのある人へのサポート体制の充実



災害時に避難にあたって支援を必要とする人を地域で助けることは重要です。

アンケート調査によると、「あなたは避難所などの災害対策でも、性別に配慮した対応が必要だと思いますか」について、必要だと回答した人のうち、44.4%の割合で「災害時の救援医療体制（乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦へのサポート体制）」との回答がありました。

制度の狭間の問題等を踏まえながら、様々な困難な状況に置かれている女性が安心して暮らせる包括的な支援体制の構築が必要です。

基本目標Ⅴ 生活セーフティネットを構築する仕組みづくり

基本課題1 ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の推進



DVによる被害の相談件数は全国的に増加しています。DVは、被害者への重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会の実現を妨げるものであり、DV防止法や国、兵庫県の基本計画でも最重要課題のひとつとして取り上げられています。DVに関する正しい知識の普及が今後必要であり、「いかなる暴力も絶対に許さない」という意識の確立が求められます。また、幼少期から男女平等とお互いの尊厳を重んじる対等な関係づくりを図っていくことも重要です。

アンケート調査によると、DVを受けたことがある割合が2割弱となっています。

相談機関の周知や情報提供の充実を図るとともに関係機関が有機的に連携し、安心して相談できる体制づくりを進める必要があります。さらに、被害からの心身の回復のための取り組みの推進と的確な対応、加えて、関係機関が連携して被害者の救済や自立支援、また加害者再生支援など、きめ細かく対応することが必要です。

基本課題2 セクシュアル・ハラスメント対策の推進



「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、働く場における女性への偏見や性差別へとつながり、さらにはセクシュアル・ハラスメント等の発生を招くリスクがあります。

アンケート調査によると、「あなたご自身や周りの方でセクシュアル・ハラスメントの被害にあわれたことはありますか」について、〔①自分自身〕では、「ある」の割合が11.5%、「ない」の割合が79.3%となっています。〔②友人や職場の仲間など、自分の周りの方〕では、「ある」の割合が20.0%、「ない」の割合が69.0%となっています。

働く場において、男性と女性が互いの人権を尊重して対等なパートナーとして認め合い、性別による役割分担意識にとらわれることなく個人が能力を発揮できるように、男女共同参画の視点を一層広げていく取組が必要です。

第3章

基本的な考え方

1 行動計画の基本理念

住民一人ひとりの人権尊重・男女共同参画の意識を育むとともに、社会のあらゆる分野において「参画したい人が参画できる」環境が整備され、男女がその「能力や個性を十分に発揮できる」男女共同参画社会の実現をめざします。

**男女がともに参画し
能力と個性が発揮できる社会の実現
猪名川町**

2 基本目標と基本課題

基本目標Ⅰ 女性が活躍する社会の実現に向けて

本町は、現在も「性別による固定的な役割分担意識」が根強く残っています。男女共同参画社会を実現する上でこうした意識を改めていくことが、第一の課題といえます。

また、男女共同参画を進めていく上で基本となるのが「人権の尊重」です。一人ひとりが性別によって固定的な役割などを押し付けられるのではなく、人間として尊重されるという理念のもと、何事にも男女がともに参画することを前提に、あらゆる人権問題の解決をめざした教育や啓発を推進します。そして、男女共同参画がより正しく理解されるために学習の機会を増やし、正しい表現や情報をより浸透させることによって知識を豊かにし、同時に男女共同参画社会を実現するための意識の高揚をめざします。

審議会・委員会や地域自治組織の役員など、施策・意思決定過程への女性の参画は不可欠です。しかし、状況的には性別に起因した固定的な考え方や経験や自信のなさを理由に敬遠された時代もありましたが、このような問題は、地域で支え合うという意識の醸成の上に成立するものと思われます。そのためには、住民一人ひとりが生活の中で生じた課題を自らの問題としてとらえ、その解決に向けて積極的にとりくんでいくことが大切です。男女がともにあらゆる分野に参画できる組織の体制づくりを進め、地域全体で男女共同参画社会の気運を高めながら、男女共同参画による笑顔あふれる社会づくりをめざします。

基本課題 1 男女共同参画の啓発及び学習の推進



基本課題 2 政策、方針決定の場への参画推進



基本目標Ⅱ 男性の家庭・地域への参画と働き方の見直し

本町では、「男は仕事、女は家事・育児」という状況がまだまだ残っています。現在、国・県・市町では、男女がともに協力し合って家庭生活や職業生活を送ることができるよう、家庭や企業、行政が一体となって各種制度の周知やサービスの充実に取り組んでいます。就労や子育て、介護の問題はそれぞれが相互関係にあり、男女がともにワーク・ライフ・バランスがとれた生活が営めるよう、一体的な施策の展開を推進していくことが重要です。

「女性の社会参画」や「男性の仕事以外の生きがいづくり」をはじめ、相互の生活面における自立を促すため、男女がともに自立して生きるための条件づくりをめざします。

基本課題 1 地域活動及び家庭生活への男女共同参画の推進



基本課題 2 ワーク・ライフ・バランスの推進



基本目標Ⅲ 女性が安心して生活できる環境の整備

男女共同参画社会の実現には、男女が生涯にわたって心身とも健康で充実した生活を送ることが重要です。

特に、女性は妊娠や出産など、一生涯を通じて男性とは異なる健康管理が必要になります。

本町では、妊娠・出産後も働きたいと望む女性の割合も高く、日常的な健康管理も含め、妊娠中及び出産後も安心して働くことができる環境を整備することが求められています。

男女がともに生涯にわたって心と体の健康に関心をもち、取り巻く環境を常に視野に入れながら、また互いの性と生命を思いやりながら、いつまでもいきいきと暮らせる健康長寿の環境づくりをめざします。

男女共同参画を推進していくためには、誰もが社会のあらゆる分野に参画できる仕組みとして、社会の安全の確保や相談体制などの充実が求められています。

住民意識調査でも何らかのかたちで配偶者や交際相手から暴力被害を受けている状況が明らかになっていますが、DVに対する認識は薄く、被害が潜在化しやすい傾向にあります。そのため、DV防止に関してさらに啓発を行う中で理解を深め、DV被害の把握に努めるとともに、被害者の支援体制を強化する必要があります。

本町でも相談員を配置し、地域におけるDVの防止、被害者の保護・自立支援に関する第一次的な対応機関としてのさらなる充実をめざします。

特に立場の弱い子どもや女性、高齢者、障がい者などに対する暴力やハラスメントを未然に防止するため、啓発や相談体制を一層整備し、高齢者などの介護や看護といった家庭内の課題に対応する各種サービスの充実は行政の重要な役割であると考えています。

本計画は、「第二次DV改正法」の「市町村基本計画」を兼ねることとしており、男女間のあらゆる暴力を根絶する仕組みづくりをめざします。

基本課題1 生涯を通じた身体の健康に対する支援



基本課題2 ドメスティック・バイオレンス（DV）及びセクシュアル・ハラスメント対策の推進

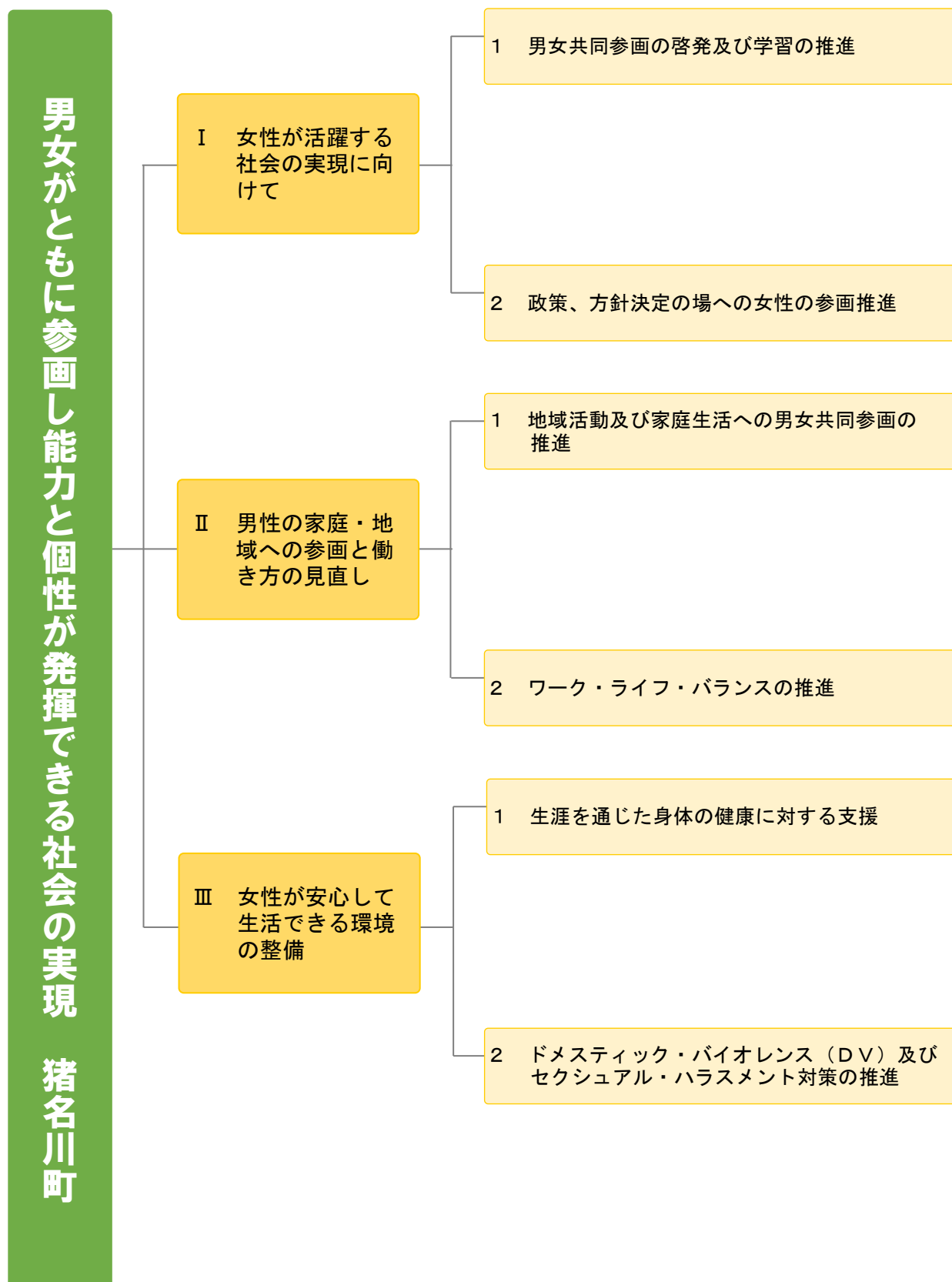


3 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本課題]



第4章

計画の内容

基本目標Ⅰ 女性が活躍する社会の実現に向けて

基本課題1 男女共同参画の啓発及び学習の推進



① 男女共同参画の理解につながるとりくみ

男女共同参画の視点を重視しつつ、人権との相互関係も視野に入れた研修会や講演会などを行います。また、若者やニートの人たちも参加しやすい研修テーマなどにも配慮します。

広報紙やホームページなどのさまざまな方法で男女共同参画の重要性や必要性について広報・啓発を行います。

男性・女性という枠にとらわれない多様な性に対する認識が広がりつつあり、誰もが自分の性的指向を尊重され、自分らしく生きることのできる社会をつくっていくことが求められています。

多様な性に対する理解を深める機会をつくるなど、社会の受容性を高めるため、情報を発信します。

社会制度や慣行などにおける性別的な役割分担意識の払拭をめざし、男女共同参画に関する各種調査や研究にとりくみます。

【行動目標】

	内容	目標	担当課	設定※
1	男女共同参画年次計画の策定・推進	実施	人権推進室	町独自

※国・県に定める目標設定か町独自の目標設定か。

② 男女共同参画の視点に立った保育・教育の推進

学校・幼稚園・保育園では、人権の尊重、男女平等、相互理解と協力、男女共同参画に関する指導の充実を図るとともに、一人ひとりの個性や能力を尊重し、豊かな心を育む教育にとりくみます。

また、次世代を担う子どもたちが性別にとらわれず、将来、職業をもつ社会人として自立していくために必要な意欲・態度・能力を育むキャリア教育にとりくみます。

【行動目標】

	内容	実績 R2	目標	担当課	設定
2	幼稚園・保育園間での連絡会議 保育・教育にかかる意見交換	1回	1回	学校教育課 人権推進室	町独自

③ 職員、教職員研修の充実に向けたとりくみ

男女共同参画の視点に立った行政運営・教育を実践できる人材を育成するため、職員、教職員、保育士などを対象にした研修を実施し、意識啓発に努めます。

また、男女共同参画の視点から、業務をチェックする担当職員を男女共同参画推進員として育成・設置し、庁内全体の男女共同参画への意識を高めます。

教職員や保育士の校務分担やPTA活動の中で性別的な役割分担意識の存在の有無について点検します。

【行動目標】

	内容	目標	担当課	設定
3	セクハラ・パワハラ等の職員、教職員の研修	実施	学校教育課 総務課	町独自

④ 男女共同参画を踏まえた家庭・地域における教育の推進

家庭や地域社会における男女共同参画の推進を図るため、各種講座や研修会（職員研修を含む）などの学習機会、広報紙、ホームページ、その他各種情報誌、啓発紙など、あらゆる機会や手段を活用して、家庭や地域での男女共同参画推進に向けた意識啓発を行います。

【行動目標】

	内容	目標	担当課	設定
1	男女共同参画年次計画の策定・推進	実施	人権推進室	町独自



基本課題2 政策、方針決定の場への女性の参画推進

① 審議会などへの女性の登用のとりくみ

審議会などの委員に占める女性の割合の引き上げを常に意識しながら、今後も積極的に審議会の女性登用を図ります。

審議会や委員会委員の選出方法にも視野を広げ、女性委員比率の上昇をめざします。

【行動目標】

	内容	実績 R2	目標	担当課	設定
4	審議会などの女性割合	41%	実績 以上	関係課	町独自
			40% 以上	関係課	国・県

女性委員が登用されていない農業委員・町防災会議・教育委員会の0を目指す（国目標）。

② 女性職員の幹部職員への登用と育成

女性職員について、研修などへの参加を促進すると同時に、昇任や管理職への登用を進めながら職域の拡大を図り、女性の視点が生かせる職場づくりをめざします。

【行動目標】

	内容	実績 R2	目標	担当課	設定
5	女性職員の管理職への登用	21%	22%	総務課	国・県
6	女性職員の教頭以上へ向けた育成	40%	実績 以上	学校教育課	町独自
			25%	学校教育課	国・県

③ 女性の参画拡大の事業主への周知・啓発

就労を希望する女性が、自らの状況に応じた働き方を選択でき、社会において能力を十分に発揮することができるよう、事業所に対し、ポジティブアクションの内容、取組事例などについて情報提供に努めます。

【行動目標】

	内容	目標	担当課	設定
1	男女共同参画年次計画の策定・推進	実施	人権推進室	町独自

基本目標Ⅱ 男性の家庭・地域への参画と働き方の見直し

基本課題1 地域活動及び家庭生活への男女共同参画の推進



① 地域団体における連携と男女共同参画のとりくみ

しきたりや慣習にとらわれず、男女が地域活動に参画することができるよう、啓発活動に努めます。男女の枠を超えたまちづくりや地域活動の充実を図るため、地域における講座・イベント等を支援し、参加を促進します。

自治会やまちづくり協議会などの地域団体に対し、活動が積極的に行われるよう講師派遣や情報提供、相談などの支援を行い、協働できる体制づくりを推進します。また、住民がとりくむ男女共同参画の啓発の実現をめざします。

研修などを通じて男女共同参画の意識づくりを促進し、男女共同参画を進める男女共同参画推進員の養成と学習グループのネットワークづくりをめざします。

【行動目標】

	内容	実績 R2	目標	担当課	設定
7	自治会長に占める女性の割合	2%	10%	地域交流課	国・県

② 地域防災・防犯における男女共同参画の推進

本町では災害時に周辺地域から孤立する集落が出る恐れがあります。そのため、地域防災や災害復興対策について、男女のニーズの違いを施策に反映し、安全で安心な地域生活を築くためのとりくみを強化します。また、防犯意識の高揚や女性が被害者となりやすいひったくりなどの予防のため、地域防犯活動の支援・充実を図ります。

【行動目標】

	内容	実績 R2	目標	担当課	設定
8	消防職員に占める女性の割合	2.3% 1人/44人	5%	消防本部	国
9	消防団員に占める女性の割合	1.5% 6人/393人	5%	消防本部	国

消防団員に占める女性の割合（国目標[10%を目標としつつ当面5%]）

③ 男女共同参画による環境問題・まちづくりや観光施策のとりくみ

本町の里山や自然がもたらす恵みを守るため、男女がともに自然環境の保全やごみの減量、地球温暖化などの環境問題について認識を深め、教育や学習の機会の拡大を図ります。また、地域における環境保全に向けたクリーンアップ作戦や猪名川クリーン作戦などのとりくみへの男女の参加を促進します。

また、男女がともに地域の文化や産業に親しみながらまちづくりに参画し、地域の活性化を推進します。また、主体的に活動できるリーダーや女性参加者の育成にとりくみます。

【行動目標】

	内容	実績 R2	目標	担当課	設定
10	環境住民会議への参画	44.4%	実績 以上	農業環境課	町独自

④ 固定的な性別役割分担意識にとらわれない主体的な生き方の啓発

男女がともに家族の一員としての責任をもち、家事、育児、介護等を担うことができるよう、仕事と子育ての両立や安心して子育てができる環境を整備します。

通常保育・一時保育・延長保育などの多様な保育サービスや留守家庭児童育成室の充実に努め、子育て支援センターでの事業の周知に努め、地域で子育てを応援するネットワークづくりを推進します。

【行動目標】

	内容	目標	担当課	設定
1	男女共同参画年次計画の策定・推進	実施	人権推進室	町独自



基本課題2 ワーク・ライフ・バランスの推進

① 雇用における男女の均等な機会・待遇、仕事と家庭の両立に向けた広報・啓発及び多様な就業機会の拡大

職場において採用、昇進、配置、教育訓練などで男女平等を推進するため、企業などへの啓発を行います。また、仕事と家庭、地域の活動などがバランスよくできるよう、住民団体と協働しながら、企業訪問、意見交換を実施し、労働時間の短縮やフレックスタイム制、在宅勤務などの導入に向けた啓発を進めます。

子育て・介護などのライフステージにおける多様でかつ柔軟な働き方が可能となるように、関係機関と連携して情報提供に努めるとともに、講座などの開催について検討します。女性が農業や商工業等自営業の担い手として能力を発揮できるよう、情報提供や学習機会の提供に努めます。

【行動目標】

	内容	目標	担当課	設定
1	男女共同参画年次計画の策定・推進	実施	人権推進室	町独自

② 育児休業、介護休業及び男性の産休・育休の普及促進（男性の育児、介護への参加も含む）

男女の労働者が仕事と家庭を両立するための一つのとりくみとして、育児休業・介護休業などが取得しやすい環境づくりを推進します。

また、事業所等に働きかけを行い、男性が産休・育休を取得しやすい環境づくりについても促進していきます。

【行動目標】

	内容	実績 R2	目標	担当課	設定
11	待機児童数	0人	0人	こども課	県
12	男性の育休取得率	0%	30%	総務課	国・県

※男性の産休取得率は、令和2年度実績で67%

③ ひとり親家庭及び貧困等生活上の困難に直面する人への支援の促進

町では母子家庭自立支援給付金事業、児童扶養手当の周知・活用を呼びかけ、児童の福祉の増進を図ります。

また、社会福祉協議会では、ひとり親家庭などへの生活福祉資金貸付及び離職者支援資金貸付の助成により、ひとり親家庭などの負担の軽減を図ります。

窓口等で生活困窮等などに関する内容の相談があった場合、県や町の相談窓口の紹介や関係各所との連携により、適切に対応をします。

また、必要に応じて子育て中の女性の再就職を支援します。

【行動目標】

	内容	目標	担当課	設定
13	ひとり親に対する支援策	実施	こども課	町独自
14	子どもの貧困対策計画に基づく支援	実施	こども課	町独自

基本目標Ⅲ 女性が安心して生活できる環境の整備

基本課題1 生涯を通じた身体の健康に対する支援



① 生涯を通じた男女の健康づくり支援

男女が生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、健康診断やがん検診などの受診を促進し、性差に応じた相談、支援に努めます。また、健康づくりのため、運動教室・栄養教室・健康相談・こころの相談などを定期的に実施します。

【行動目標】

	内容	実績 R2	目標	担当課	設定
15	乳がん検診の受診率	22%	50%	健康づくり室	国・県
16	子宮がん検診の受診率	14%	50%	健康づくり室	国・県
17	健康相談などの開催	89回	200回	健康づくり室	町独自
18	食育の推進などの啓発	10回	30回	健康づくり室	町独自

② 妊娠と出産に関する保護と母子保健対策の充実

妊娠・出産に関する健康相談、保健指導、栄養指導、歯科保健指導や子育て支援ホームヘルパー制度など、母子支援に関するサービスを充実させます。

【行動目標】

	内容	実績 R2	目標	担当課	設定
19	妊婦健診費用助成 (償還・助成券)	99.1% 107人/108人	現状維持	健康づくり室	町独自
20	子育てヘルパーの利用	6人	10人	こども課	町独自

③ 学校における性に関する教育の推進

命の大切さや親になることの意義について思春期の子どもに対して、心と体の発達に関する学習機会の創出に努めます。

新型コロナウイルス感染症や、HIV／エイズ、性感染症などの感染症に対する正しい知識をもち、感染を予防することができるよう、広報誌などによる啓発や相談の充実を図ります。

また、薬物乱用防止や性差にもとづいた医療（性差医療）に関する理解が深まるよう、医療機関などとの連携のもと、ポスターの掲示や広報誌などによる啓発、情報提供を行います。

【行動目標】

	内容	実績 R2	目標	担当課	設定
21	学校における性に関する学習	3 時間程度/ 各学年	3 時間程度/ 各学年	学校教育課	町独自
22	学校における性感染症や薬物の学習（中学校）	2 時間程度/ 各学年	2 時間程度/ 各学年	学校教育課	町独自

基本課題2 ドメスティック・バイオレンス（DV）及び セクシュアル・ハラスメント対策の推進



① 人権尊重の観点からDVを含むあらゆる暴力の根絶に向けて及びセクシュアル・ハラスメントなど防止への啓発

暴力は人権を侵害するものであるとの認識を浸透させ、あらゆる暴力の予防と根絶に向け「DV防止法」や「ストーカー規制法」などの周知を図ります。

また、DVの被害にあった場合の相談窓口について周知を図り、必要な援助が幅広く行えるよう、相談窓口の充実や児童虐待の相談窓口をはじめとする、庁内の各相談窓口や学校教育機関などと連携を密にし、相談体制づくりに努めます。

DV被害者の状況を十分把握した上で、安全性の確保と情報管理を行い、自立支援のための住宅の確保や就労に関する支援を実施します。

DV被害者の支援にあたっては県の機関や他自治体との連携を図るなど、被害者が安全に自立に向けた生活が送れるような支援ネットワークの構築に努めます。

DV被害者の視点に立った個人情報の保護が必要であり、相談員などに対して、個人情報の保護及びプライバシーへの配慮並びに不適切な対応によるさらなる被害（二次的被害）防止など、DV被害者の側に立った支援が行えるよう、研修会などの場を積極的に活用して理解を促進します。学校や地域、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、さらにはパワー・ハラスメントの防止に向け、広報誌などを活用した意識啓発や研修を実施します。

【行動目標】

	内容	目標	担当課	設定
1	男女共同参画年次計画の策定・推進	実施	人権推進室	町独自

② 子どもへの暴力防止に向けた支援

児童虐待の防止などに関する法律の周知を図ります。

児童虐待に関して適切な対応を促進するよう関係機関に周知を図ります。必要に応じて関係機関と連携し児童虐待に関する相談や子どもの安全確認、支援を行います。また、庁内連携を図り、児童虐待防止ネットワークの強化を推進します。

【行動目標】

	内容	目標	担当課	設定
23	家庭児童相談員による相談	実施	こども課	町独自
24	要保護児童対策地域協議会の開催	実施	こども課	町独自

③ デートＤＶ防止の広報・啓発

若年層を対象にデートＤＶやストーカーに関する正しい知識を提供し、加害・被害防止の啓発を行います。

【行動目標】

	内容	目標	担当課	設定
25	デートＤＶ防止の中学生への周知	実施	学校教育課	町独自

④ セクシュアル・ハラスメントなどに関する相談体制の充実

セクシュアル・ハラスメントの被害にあった場合の相談窓口について周知を図り、必要な援助が幅広く行えるよう、カウンセリングの充実などの相談体制づくりに努めます。

【行動目標】

	内容	目標	担当課	設定
26	定期的な相談窓口の開設	実施	総務課	町独自
27	職員などのハラスメント防止、啓発研修	実施	総務課	町独自



資料編

1 用語説明

【あ行】

アンコンシャス・バイアス

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となる。

M字カーブ

日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。結婚や出産を機に労働現場から離れる女性が多く、子育てが一段落すると再び就職するという特徴があるためにこのような形になる。

【か行】

キャリア教育

主体的に自己の進路を選択・決定できる能力や勤労観、職業観を身に付け、様々な課題に対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにする教育のこと。

K字型回復

グラフの線がK字型になることから、業績などが回復するものと低下するものとに分かれ、格差が広がるなど、二極化する状況を指す。

固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男は主、女は従」というように、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識のこと。また、「男らしさ、女らしさ」を求めることも、この固定的性別役割分担意識に基づく男女それぞれの役割への期待が反映されているといわれている。

【さ行】

ジェンダー（社会的性別）

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。

ジェンダーギャップ指数

スイスの非営利団体「世界経済フォーラム（World Economic Forum：WEF）」が平成 17（2005）年から毎年発表している、世界各国の男女格差を示す指数（Gender Gap Index：GGI）をいい、男女平等格差指数ともいう。「経済分野」、「教育分野」、「保健分野」、「政治分野」のデータから算出され、0 が完全不平等、1 が完全平等を意味する。

次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を踏まえ、平成 15（2003）年 7 月に公布された法律。次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国・地方公共団体・企業について、その責務を明らかにし、行動計画などを策定することを義務付けている。

女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、平成 27（2015）年 9 月に公布された法律。地方公共団体が推進計画を策定・公表するとともに、地方公共団体及び 101 人以上の労働者を雇用する企業に、女性の活躍状況を把握し、課題分析した上で、女性の職業生活における活躍を推進するための事業主行動計画を策定することを義務付けている。

ストーカー

同一の者に対しつきまとい等を反復して行い、その相手方に、身体の安全、住居等の平穏もしくは名誉が害されている、または行動の自由が著しく害されているという不安を覚えさせること。

セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により相手に不快感を与え、相手の生活環境を害し、またはその相手に不利益を与える行為のこと。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターの掲示などが含まれる。

【た行】

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。

男性版産休制度

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）及び雇用保険法の一部を改正する法律」が 2021 年 6 月に公布され、2022 年 4 月より段階的に施行される。これは「男性の育児休業取得促進」を目的とし、男性の「出生時育児休業」（男性版産休）の新設が柱となる。

テレワーク

在宅勤務など、ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者等の親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的または性的な苦痛を与えられる暴力的行為のこと。その中でも、交際相手からふるわれる暴力をデートDVという。

【は行】

パワー・ハラスメント

職場などにおける、権力や地位を利用した嫌がらせのこと。

フレックスタイム

1か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度のこと。

【ら行】

ライフステージ

出生・就学・就職・結婚・出産・子育て・退職などの年齢に伴って変化する生活段階のこと。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス（生活と仕事の調和）

性別や年齢などに関わらず誰もが、仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

2 猪名川町男女共同参画推進連絡調整会議設置要綱

令和元年7月19日

要綱第45号

改正 令和2年3月31日要綱第17号

(設置)

第1条 男女が社会のあらゆる分野において、対等な構成員として活躍できる男女共同参画社会の実現に向けて、本町における男女共同参画社会を形成するための施策を総合的に推進するため、猪名川町男女共同参画推進連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成に係る総合的な企画及び具体的な取り組みに関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に係る調査、研究に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の円滑な推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 調整会議は、会長、副会長及び別表により選出された委員をもって組織する。

2 会長は、生活部長の職にある者、副会長は、福祉課長の職にある者をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、調整会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 調整会議は、会長が招集する。

2 調整会議の進行及び整理は、会長が行う。

3 会長は、調整会議で協議した内容を、猪名川町部長会議規程（平成14年規程第44号）で定める部長会議に報告する。

(推進部会)

第5条 調整会議に、男女共同参画推進部会（以下「推進部会」という。）を置く。

2 推進部会の委員は、各課の副主幹級職員から選出する。ただし、各課の事情により、副主幹級職員から選出することが困難な場合は、代替の委員を選出するものとする。

3 推進部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

5 推進部会は、第2条に定める調整会議の所掌事項を補佐し、男女共同参画に係る施策の推進について調査、研究し、その内容を調整会議に報告する。

6 推進部会の委員は、町職員の男女共同参画への意識の高揚を図るため、各課の男女共同参画推進員として、所属の課長とともに、男女共同参画に係る施策の推進に努めるものとする。

(懇談会)

第6条 庁外の意見を聴取し、男女共同参画行動計画に反映するため、猪名川町男女共同参画推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

2 懇談会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 猪名川町男女共同参画行動計画の策定に関すること。

- (2) 猪名川町男女共同参画行動計画の施策の実施に係る評価に関すること。
- (3) その他男女共同参画行動計画を推進するために必要な事項
- 3 懇談会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱した9人以内の委員をもって組織する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 住民が組織する団体の代表者
 - (3) 前各号に掲げる者のほか、特に町長が必要と認める者
- 4 懇談会の委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定め、その職務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、懇談会を代表し、議事その他の会務を総理する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - (3) 懇談会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その会議の議長となる。(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が調整会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和元年6月1日から適用する。
(猪名川町男女共同参画推進会議設置要綱及び猪名川町男女共同参画推進懇談会設置要綱の廃止)
- 2 この要綱の施行に伴い、猪名川町男女共同参画推進会議設置要綱（平成14年要綱第47号）及び猪名川町男女共同参画推進懇談会設置要綱は廃止する。

附 則（令和2年3月31日要綱第17号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

企画政策課長・総務課長・生活安全課長・税務課長・地域交流課長・農業環境課長・産業労働課長・住民課長・福祉課長・保険課長・子ども課長・建設課長・都市政策課長・上下水道課長・教育振興課長・学校教育課長・会計課長・消防本部課長・消防署長・議会事務局課長

3 猪名川町男女共同参画推進懇談会委員名簿

(敬称略、順不同)

氏 名	区 分	備 考
中川 幾郎	学識経験者	帝塚山大学名誉教授
福井 和夫	自治会長連絡協議会	
畑田 美和子	人権・同和教育研究協議会	
中西 泰規	商工会	
井上 佐江子	伊丹人権擁護委員協議会	人権擁護委員
太田 はるよ	特定非営利活動法人 猪名川つながり創造研究所	

(任期：令和3年7月1日～令和5年6月3日)

4 策定の経過

年	月 日	内 容
令和3年	4月8日	プロポーザル実施通知
	5月17日	パブリックコメント手続実施案件公表
	5月17日	プロポーザル実施
	6月3日	第四次猪名川町男女共同参画行動計画策定委託業務契約
	6月23日 ～7月7日	住民意識調査（アンケート）実施
	8月	パブリックコメント実施の公表
	8月17日	第1回男女共同参画推進懇談会 ・行動計画策定委託業務業者決定報告 ・第四次猪名川町男女共同参画行動計画（骨子）提示
	10月26日	第2回男女共同参画推進懇談会 ・第四次猪名川町男女共同参画行動計画（案）提示
	11月16日	推進部会委員（各課担当）ヒヤリング実施
	12月8日	調整会議（部長会）へ行動計画（案）を提示
令和4年	12月21日	第3回男女共同参画推進懇談会 ・第四次猪名川町男女共同参画行動計画提示
	1月1日	パブリックコメントの実施（31日間）
	2月15日	第4回男女共同参画推進懇談会（書面協議）
	2月16日	パブリックコメント手続き運用委員会 （パブリックコメントの実施で意見なく該当なし）

5 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条―第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条―第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条―第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義

は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の

活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同

参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要が

あると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二十三日法律第七十八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則（平成十一年七月十六日法律第二百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

6 第5次男女共同参画基本計画の概要・ポイント

〔令和2年12月25日閣議決定〕

（１）社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

- ①新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響
- ②人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- ③人生100年時代の到来（女性の51.1%が90歳まで生存）
- ④法律・制度の整備（働き方改革等）
- ⑤デジタル化社会への対応（Society5.0）
- ⑥国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動
- ⑦頻発する大規模災害（女性の視点からの防災）
- ⑧ジェンダー平等に向けた世界的な潮流

（２）新しい目標

- 2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがいないような社会となることを目指す。
- そのための通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める。

（３）政策のポイント

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【ポイント】

- 政党に対し、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨に沿って女性候補者の割合を高めることを要請
- 地方議会における取組の要請（議員活動と家庭生活との両立、ハラスメント防止）
- 最高裁判事も含む裁判官全体に占める女性の割合を高めるよう裁判所等の関係方面に要請

第2分野 雇用分野、仕事と生活の調和

【ポイント】

- 男性の育児休業取得率の向上
- 就活セクハラ防止

第3分野 地域

【ポイント】

- 地域活動における女性の活躍・男女共同参画が重要
- 固定的な性別役割分担意識等を背景に、若い女性の大都市圏への流出が増大。地域経済にとっても男女共同参画が不可欠
- 地域における女性デジタル人材の育成など学び直しを推進
- 女性農林水産業者の活躍推進

第4分野 科学技術・学術

【ポイント】

- 若手研究者ポストや研究費採択で、育児等による研究中断に配慮した応募要件
- 女性生徒の理工系進路選択の促進

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

【ポイント】

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、今後3年間を「集中強化期間」として取組を推進
- 「生命（いのち）を大切にする」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ことを教える教育
- 新型コロナウイルス感染症に対応するため、DV 相談支援体制を強化

第6分野 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重

【ポイント】

- ひとり親家庭への養育費の支払い確保
- 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

第7分野 生涯を通じた健康支援

【ポイント】

- 不妊治療の保険適用の実現。それまでの間、現行の助成制度の大幅な拡大。仕事との両立環境の整備
- 緊急避妊薬について検討
- 「スポーツ団体ガバナンスコード」に基づく各中央競技団体における女性理事の目標割合（40%）の達成に向けた取組

第8分野 防災・復興等

【ポイント】

- 女性の視点からの防災・復興ガイドラインに基づく取組の浸透、地方公共団体との連携

第9分野 各種制度等の整備

【ポイント】

- 税制や社会保障制度をはじめとする社会制度全般について、経済社会情勢を踏まえて不断に見直し
- 各種制度において給付と負担が世帯単位から個人単位になるよう、マイナンバーも活用しつつ、見直しを検討
- 第3号被保険者については、縮小する方向で検討
- 旧姓の通称使用拡大
- 夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める

第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進**【ポイント】**

- 校長・教頭への女性の登用
- 医学部入試について、男女別合格率の開示促進

第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献**【ポイント】**

- 我が国が国際会議の議長国となる場合、ジェンダー平等を全ての大臣会合においてアジェンダとして取り上げる

7 S D G s の詳細

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目 標	概 要
目標 1. 貧困	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標 2. 飢餓	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標 3. 保健	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標 4. 教育	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
目標 5. ジェンダー	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
目標 6. 水・衛生	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標 7. エネルギー	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標 8. エネルギー	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
目標 9. インフラ、産業化、イノベーション	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標 10. 不平等	各国内及び各国間の不平等を是正する
目標 11. 持続可能な都市	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

目 標	概 要
目標 12. 持続可能な生産と消費	持続可能な生産消費形態を確保する
目標 13. 気候変動	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標 14. 海洋資源	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標 15. 陸上資源	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標 16. 平和	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 17. 実施手段	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典：文部科学省/外務省/国際連合ホームページより引用（一部抜粋）

発 行：猪名川町
編 集：猪名川町生活部福祉課人権推進室
発行年月：令和 4（2022）年 3 月

〒666-0227 兵庫県川辺郡猪名川町笹尾字黒添上 22-1
TEL 072-768-0217 FAX 072-768-0468
URL <http://www.town.inagawa.lg.jp/>
